

福岡医発第 1193 号 (地)
平成 17 年 9 月 30 日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



香川県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について (通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

現 行		改 正 後	
70 歳以上 一定所得未満	10 分の 1	70 歳以上 一定所得未満	10 分の 1
70 歳以上 一定所得以上	10 分の 2	3 歳未満及び 70 歳以上 一定所得以上	10 分の 2
上記以外	10 分の 2	上記以外	10 分の 3

2. 施行年月日 平成 18 年 4 月 1 日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

17国援第79号-15

平成17年9月14日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長

(施設医療係)

香川県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について (通知)

このことについて、別添(写)のとおり、香川県健康福祉部医務国保課長から通知がありましたので、お知らせします。





17 医国第 27635-2 号
平成 17 年 9 月 5 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

香川県健康福祉部医務国保課長
(公 印 省 略)

香川県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について (通知)

このことについて、香川県医師国民健康保険組合から組合同規約の一部改正の認可申請があり、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定に基づき、申請のとおり認可したのでお知らせします。

なお、改正内容は、別紙のとおりですので、関係機関への周知につきましてよろしくお願いします。



香川県医師国民健康保険組合規約新旧対照表

改正後	改正前
(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 次号から第4号に掲げる場合以外の場合 10分の3 (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く) 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2 2 省略 附 則(平成17年7月14日一部改正) この規約は公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 10分の2 (2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く) 10分の1 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2 2 省略